

環境審査顧問会火力部会
議事録

1. 日 時：平成20年12月10日（水）14：00～15：15
2. 場 所：経済産業省別館11階1120共用会議室
3. 出席者：
（顧問）
四方部会長、安達部会長代理、植田顧問、沖山顧問、加藤顧問、北林顧問、清野顧問、
近藤顧問、中園顧問、日野顧問、藤原顧問、村上顧問、山下顧問、渡辺顧問
（経済産業省）
吉田統括環境保全審査官、河合環境審査班長 他
4. 議 題：（1）前回議事録（案）の確認について
（2）環境影響評価方法書の審査について
・住友共同電力（株）新居浜東第二火力発電所1号発電設備建設工事
5. 議事次第
 - （1）開会の辞
 - （2）配布資料の確認
 - （3）前回議事録（案）の確認について、事務局から、東日本旅客鉄道（株）川崎発電所リプレース計画（更新及び増設）及び（株）トクヤマ徳山製造所東発電所3号発電設備建設計画に係る、平成20年10月10日に開催された火力部会の議事録（案）について説明があり、了承された。
 - （4）住友共同電力（株）新居浜東第二火力発電所1号発電設備建設工事に係る環境影響評価方法書の審査にあたり、事務局から住民意見の概要及び事業者の見解書、愛媛県知事意見、現地調査における質問事項への回答、補足説明資料及び審査書（案）について説明があった。
 - （5）閉会の辞

6. 質疑内容

<住民意見の概要及び事業者の見解>

意見なし。

<愛媛県知事意見と経済省の勧告への検討結果>

- 【顧問】 検討結果7の特殊条件下の予測・評価について、フュミゲーション発生時についての記載がないため県が意見したものと思うが、「等」の記載に入っているとの理解で良いか。
- 【経済省】 記載上「ダウンウォッシュ及び逆転層形成時等」とまとめて記載しているが、フュミゲーション発生時についても予測・評価を行うつもりであったことを事業者を確認した。
- 【顧問】 検討結果2の「京都議定書第一約束期間後に策定される計画にも留意する」とは具体的にどういうことか。
- 【経済省】 現時点では明確になっていないが、第一約束期間後も京都議定書に続くものが出て来るとされることから、同様にそれと整合性を取るということになるという意味である。

<環境審査顧問会現地調査における質問事項への回答>

- 【顧問】 方法書 P2-1 第1段落「当社は四国電力へ卸電力を供給するなど…」とあるが、東第二火力から卸供給を行うかどうかによって取扱いが変わってくると思うがどうか。
- 【経済省】 準備書にて事業者に示してもらうこととなる。
- 【顧問】 熱利用と電力供給の両方が計画されている。それぞれの効率を準備書で明らかにして欲しい。方法書 P2-11 で総合熱効率 56%と記載されているが、この算定根拠や、蒸気供給量が最大 220t/h の記載について、蒸気がどのように使われ、最終的にどのような形で外に出ていくのかを準備書で示してほしい。
- 【顧問】 温排水のシミュレーションは新設する新居浜東第二火力発電所のみの温排水で、既設東火力の温排水を考慮した形とはなっていないのか。
- 【経済省】 本方法書は、新居浜東第二火力に着目した記載内容になっている。シミュレーションは新居浜東第二火力単独で行っていると思うが、実際の評価の時には既設の新居浜東火力の影響を確認し、影響がなければ単独での評価になると思う。準備書の段階で確認する。
- 【顧問】 大気質の上層気象観測について、煙突高さ 150mまでとあるが煙はそこで留まるのではなくもっと上まで達すると思う。ドップラーソーダによる観測は 300m程度まで測れるはずなので、測るようお願いしたい。
- 【顧問】 ドップラーソーダによる方法は音を出して上空の風を計る。サイトから一般住宅が近いので、その騒音影響にも配慮してもらいたい。

- 【経済省】 事業者に伝える。
- 【顧問】 事業者は、業界としては化学ではなく卸供給になるのか。また、そうだとした場合、卸供給事業における熱供給はどのように扱われるのか。
- 【経済省】 準備書段階で説明してもらうことになる。基本的に蒸気供給先は住友化学（株）及び周辺の工場と聞いているが、電力供給と併せて考え方を整理して説明してもらうことになる。

<審査書案>

- 【顧問】 P8 ホ. 緑化について、「適切な管理を行うことにより構内美化に努める」とあるが、「適切な管理を行うことにより、工場環境の保全及び構内美化に努める」と表現を修正してはどうか。
- 【顧問】 P5 で石炭年間使用量は105万tとあるが多くないか。新居浜東第二火力1号だけの数値であるのか。
- 【経済省】 新居浜東第二火力のみのはずだが、事業者を確認する。
- 【顧問】 P7 イ. 地球温暖化について、二酸化炭素排出原単位の低減について記載があり、方法書をコピーした形であろうかと思うが、審査書としての見解はこれで良いのか。
- 【経済省】 事業者の計画として方法書の記載をコピーしているが、これで事業者の温暖化対策が認められたというわけではなく、その妥当性については準備書段階で確認されることとなる。
- 【顧問】 P6④について、取放水温度差「日平均7℃以下」とあるが、日平均ではなく「7℃以下」ではないのか。誤りであれば「日平均」を削除するべきかと思う。
- 【経済省】 方法書にはそのように記載されているが、おそらく復水器設計水温上昇値は7℃だと思う。事業者を確認する。
- 【顧問】 P16 ハ. 重要な種及び注目すべき生息地（口動物（海域）について、「重要な種は10種」とまとめられているが、スナメリやハマグリなども出現するとなっている。具体的な名前を記載しないと見過ごされる可能性があるため、スナメリやハマグリについては記載頂きたい。
- 【経済省】 確認の上対応する。
- 【顧問】 現地調査においても指摘したが、P6 ④の復水器の冷却水量は、単位をt/hではなくm³/sで示して頂きたい。
- 【顧問】 P17の記載は「塩生植物」が正しい。下から2行目に記載の「塩性植物」は誤記である。
- 【経済省】 拝承。

以上